

答 申 第 59 号
平成 28 年 9 月 28 日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川 丈久

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成 28 年 7 月 28 日付け諮問第 2 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

(1) システムの概要

ア 明石市在宅医療連携システム（以下「本件システム」という。）は、明石市内の医療機関において、本件システムを通じた医療連携を行い、安全で高品質な医療を切れ目なく提供するため、県立がんセンター、明石市民病院及び明石医療センター（以下「基幹病院」という。）が持つ診療情報を共有するものである。

イ 本件システムは、明石市医師会が主体となって整備、運営し、基幹病院及び明石市内の医療機関（以下「参加機関」という。）が参加するものである。運営方針等については、基幹病院、明石市医師会及び明石市で構成される明石市在宅医療連携システム検討委員会で協議することになっている。

ウ 本件システムにより、基幹病院は、参加機関に対し患者のカルテ情報又は画像データ等の個人情報を提供し、患者の基本情報を共有することになる。

エ 参加機関又は参加機関と連携する訪問看護ステーションにおいて、本

件システムの一機能である「患者メモ機能」を用いて、患者の診療情報又は処方内容に関する注意事項等をお互いに記載し、在宅ケアに利活用できるように情報を共有することになる。

(2) 公益上の必要性について

本件システムを構築し、基幹病院が患者情報をオンライン結合により参加機関に提供又は患者メモ機能を共有することによって、各種の市内医療連携が促進され、市全体でより良質で効率的な治療を継続して提供する体制が確保されることから、公益上の必要性があると認められる。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

本件システムの運用においては、次のとおりの措置がとられていることから、患者個人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められる。

ア 本件システムの参加機関に対する診療情報の提供は、患者本人の同意を得た上で、本件システムを活用して提供する場合に限定されている。

イ 本件システムにおいて閲覧できる情報は、医師の専門的判断に基づき登録する患者基本情報、処方、検査結果等の特定の情報のみであり、情報を登録した病院が許可した情報以外は閲覧できない。

ウ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、「兵庫県立がんセンター総合医療情報システム運用管理規程」、「明石市在宅医療連携システム利用者規程」等に基づき、ID・パスワードの適正な管理や電子認証を含む物理的・人的・技術的セキュリティ対策や法令の遵守等を厳重に行うこととしており、情報管理は徹底されている。

また、通信経路は、同ガイドラインに準拠したものであるので安全と認められる。

エ 外部の医療機関等に対しては、上記の情報システム運用管理規程に相当する安全性の確保を確認することとしている。

2 留意事項

(1) 兵庫県情報セキュリティ対策指針等に基づき、セキュリティ管理の徹底を図ること。

(2) 小規模な診療所では、情報機器の盗難等の物理的侵入に脆弱である等、セキュリティ対策に不備が生じ易い危険性を考慮して、セキュリティ管理に特段の配慮を行うこと。

(3) IDの登録、変更及び削除については、利用責任者（副院長（医療情報システム管理室長））の指示の下、限定された専従職員のみが行い、その際の記録を整備する等ID管理の運用には十分注意すること。

(4) セキュリティに関して採用している技術が適切であり、かつ、最新のも

のであることに今後とも留意すること。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 7 月 28 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 8 月 25 日 第 1 部会 (第 40 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 9 月 26 日 第 1 部会 (第 41 回)	・ 審議
平成 28 年 9 月 28 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 島 田 隆 弥

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿